

令和4年2月22日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会商工農林水産委員会委員長 野 町 雅 樹 印

商 工 農 林 水 産 委 員 会 報 告 書

令和3年12月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
4. 1. 14	出先機関等の業務概要について	安芸・香美方面

以上、報告の詳細については、調査出張報告書を参照してください。

令和4年2月22日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会産業振興土木委員会委員長 金 岡 佳 時

印

産 業 振 興 土 木 委 員 会 報 告 書

令和3年12月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年 月 日	審 査 又 は 調 査 事 項	備 考
4.1.13	出先機関等の業務概要について	香美・嶺北方面
4.1.14	〃	須崎方面

以上、報告の詳細については、調査出張報告書を参照してください。

令和4年2月22日

高知県議会議長 森田英二様

高知県議会議会運営委員会委員長 明神健夫

印

議会運営委員会報告書

令和3年12月定例会において当委員会が付託を受けた事件について、審査又は調査した経過を次のとおり報告します。

委員会の活動状況

年月日	審査又は調査事項	備考
4.1.18	(1) 議員の辞職に伴う議会運営等について (2) その他	
4.2.10	(1) 委員席の指定について (2) 補欠選挙に伴う議会運営等について (3) その他	
4.2.16	(1) 2月定例会の日程及び運営について (2) 議員辞職に伴う議会運営について (3) 議員定数問題等調査特別委員会報告について (4) 次期常任委員及び議会運営委員について (5) 委員会のオンライン開催等について (6) 議会予算について (7) その他	

以上、報告の詳細については、委員会記録を参照してください。

意見書に関する結果について
(令和3年12月定例会における議決に関するもの)

原油価格・エネルギー価格の安定化・低廉化を求める意見書

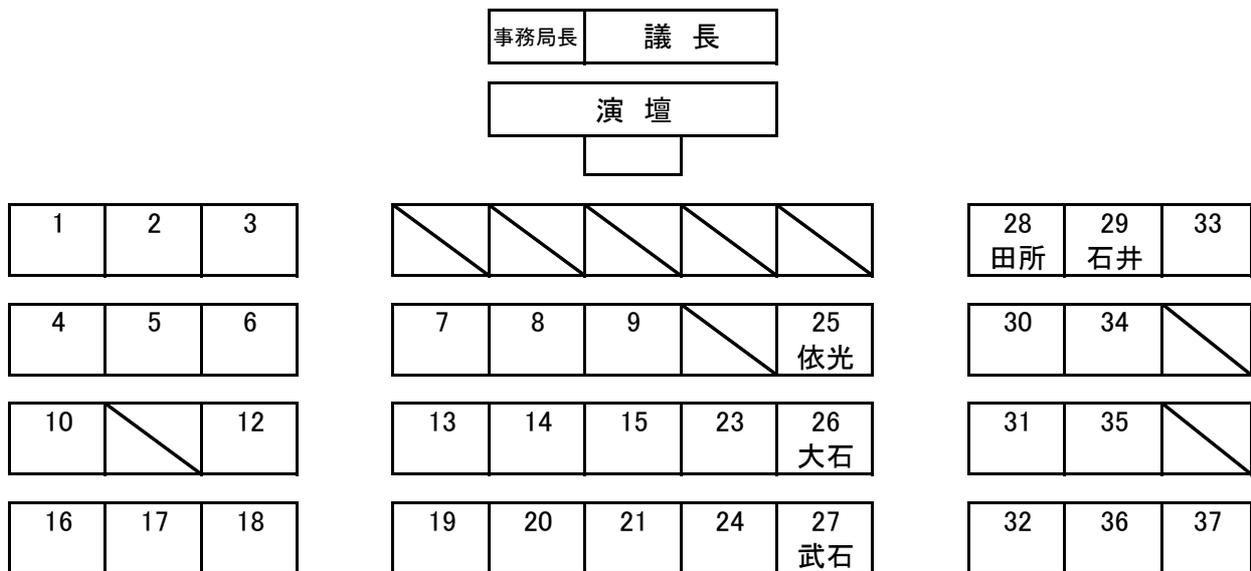
政府は、燃料油元売事業者・輸入業者に補助金を支給し、卸価格の抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制する「燃料油価格の激変緩和事業」を今年1月27日に令和4年3月31日までの期限付で発動している。

また、原油価格高騰等に関する関係閣僚会合が開かれ、官房長官から原油価格高騰へのさらなる対応策について、鋭意検討を進めるよう指示がされている。

総務省においては、各自治体が原油価格高騰対策として行っている灯油購入費の助成や福祉施設の暖房費助成、農業者や漁業者に対する助成などの取組について、特別交付税措置により支援を行っているが、原油価格の高騰が続いていることを踏まえ、自治体が今後さらに追加的に行う取組についても、特別交付税措置の対象とすることとした。

議席の指定及び議席の一部変更(案)

指定・変更しようとする 議席・議席番号	議 員 名	現在の議席番号
25	依 光 美代子	
26	大 石 宗	25
27	武 石 利彦	26
28	田 所 裕介	27
29	石 井 孝	28



高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の提出について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 第 1 号 令和 4 年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 令和 4 年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 令和 4 年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 令和 4 年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 令和 4 年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 令和 4 年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 令和 4 年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 令和 4 年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 令和 4 年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 10 号 令和 4 年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 11 号 令和 4 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 12 号 令和 4 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 13 号 令和 4 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 14 号 令和 4 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 15 号 令和 4 年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 16 号 令和 4 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 令和 4 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 18 号 令和 4 年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 令和 4 年度高知県流域下水道事業会計予算
- 第 21 号 令和 4 年度高知県電気事業会計予算
- 第 22 号 令和 4 年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 23 号 令和 4 年度高知県病院事業会計予算
- 第 24 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算
- 第 25 号 令和 3 年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

- 第 26 号 令和 3 年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
- 第 27 号 令和 3 年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 28 号 令和 3 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 29 号 令和 3 年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 30 号 令和 3 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
- 第 31 号 令和 3 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 32 号 令和 3 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 33 号 令和 3 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 34 号 令和 3 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 35 号 令和 3 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
- 第 36 号 令和 3 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算
- 第 37 号 令和 3 年度高知県県営林事業特別会計補正予算
- 第 38 号 令和 3 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
- 第 39 号 令和 3 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
- 第 40 号 令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
- 第 41 号 令和 3 年度高知県流域下水道事業会計補正予算
- 第 42 号 令和 3 年度高知県電気事業会計補正予算
- 第 43 号 令和 3 年度高知県病院事業会計補正予算
- 第 44 号 高知県動物愛護基金条例議案
- 第 45 号 高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 46 号 高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案
- 第 47 号 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 48 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 49 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 第 50 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案
- 第 51 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 52 号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 53 号 高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 54 号 高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案
- 第 55 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 56 号 高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 57 号 高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 58 号 高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案
- 第 59 号 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 60 号 高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 61 号 高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案
- 第 62 号 高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案

- 第 63 号 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 64 号 警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 65 号 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 66 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 67 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 68 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 69 号 都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案
- 第 70 号 (新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 第 71 号 県道の路線の認定に関する議案
- 報第 1 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 2 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 報第 3 号 令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告

3 高人職第360号
令和4年2月25日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

印

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について（回答）

令和4年2月22日付け3高議議第332号で意見を求められました下記の条例議案につきましては、本委員会の勧告の趣旨に沿ったもの及び法律等の改正を考慮したもの等であり、適当なものとは判断します。

記

- | | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 49 号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案 |
| 第 51 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 52 号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案 |
| 第 64 号 | 警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案（公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正に係る部分を除く。） |

3 高教政第 941 号
令和 4 年 3 月 1 日

高知県議会
議長 森田 英二 様

高知県教育委員会
教育長 伊藤 博明

印

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項
及び第 55 条第 4 項の規定に基づく意見について（回答）

令和 4 年 2 月 22 日付け 3 高議議第 350 号で意見を求められた下記の条例議案
は、適当なものと判断します。

記

第 50 号 高知県部設置条例の一部を改正する条例議案

3 高政企第 278 号
令和 4 年 3 月 2 日

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の追加提出について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

第 72 号 令和 4 年度高知県一般会計補正予算

議発第1号

決議議案の提出について

令和4年2月高知県議会定例会に「ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議」議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月2日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

提出者	高知県議会議員	明 神 健 夫
	同	黒 岩 正 好
	同	金 岡 佳 時
	同	田 中 徹
	同	西 内 隆 純
	同	西 内 健
	同	三 石 文 隆
	同	大 石 宗
	同	坂 本 茂 雄
	同	米 田 稔

ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議

2月24日、ロシアは、ウクライナへの侵略を開始した。このようなロシアの行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

力による一方的な現状変更は断じて認められない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

高知県議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するように強く求める。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを強く訴える。

以上、決議する。

高 知 県 議 会

議 案 付 託 表

(総務委員会)

事件の番号	件 名	名	審査結果	備 考
第 1 号	令和 4 年度高知県一般会計予算 (総務委員会が所管する部分。)			
第 2 号	令和 4 年度高知県収入証紙等管理特別会計予算			
第 3 号	令和 4 年度高知県給与等集中管理特別会計予算			
第 4 号	令和 4 年度高知県旅費集中管理特別会計予算			
第 5 号	令和 4 年度高知県用品等調達特別会計予算			
第 6 号	令和 4 年度高知県会計事務集中管理特別会計予算			
第 7 号	令和 4 年度高知県債管理特別会計予算			
第 19 号	令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算			
第 24 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (総務委員会が所管する部分。)			
第 25 号	令和 3 年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算			
第 26 号	令和 3 年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算			
第 27 号	令和 3 年度高知県用品等調達特別会計補正予算			
第 28 号	令和 3 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算			
第 29 号	令和 3 年度高知県債管理特別会計補正予算			
第 40 号	令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算			
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案 (総務委員会が所管する部分。)			
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案 (総務委員会が所管する部分。)			
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案			
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案			
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案			
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案			

第 50 号	高知県設置条例の一部を改正する条例議案		
第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 52 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案		
第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案		
第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案（総務委員会が所管する部分。）		
第 64 号	警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案		
第 68 号	包括外部監査契約の締結に関する議案		
第 70 号	(新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案		
第 72 号	令和 4 年度高知県一般会計補正予算		
報第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		
報第 3 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告（総務委員会が所管する部分。）		

(危機管理文化厚生委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 4 年度高知県一般会計予算 (危機管理文化厚生委員会が所管する部分。)		
第 9 号	令和 4 年度高知県国民健康保険事業特別会計予算		
第 10 号	令和 4 年度高知県災害救助基金特別会計予算		
第 11 号	令和 4 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		
第 21 号	令和 4 年度高知県電気事業会計予算		
第 22 号	令和 4 年度高知県工業用水道事業会計予算		
第 23 号	令和 4 年度高知県病院事業会計予算		
第 24 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (危機管理文化厚生委員会が所管する部分。)		
第 31 号	令和 3 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算		
第 32 号	令和 3 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算		
第 33 号	令和 3 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算		
第 42 号	令和 3 年度高知県電気事業会計補正予算		
第 43 号	令和 3 年度高知県病院事業会計補正予算		
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案 (危機管理文化厚生委員会が所管する部分。)		
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案 (危機管理文化厚生委員会が所管する部分。)		
第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案		
第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案		
第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案 (危機管理文化厚生委員会が所管する部分。)		
第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案		

(商工農林水産委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 4 年度高知県一般会計予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
第 8 号	令和 4 年度高知県土地取得事業特別会計予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
第 12 号	令和 4 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算		
第 13 号	令和 4 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算		
第 14 号	令和 4 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算		
第 15 号	令和 4 年度高知県営林事業特別会計予算		
第 16 号	令和 4 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算		
第 17 号	令和 4 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算		
第 24 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		
第 34 号	令和 3 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算		
第 35 号	令和 3 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算		
第 36 号	令和 3 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算		
第 37 号	令和 3 年度高知県営林事業特別会計補正予算		
第 38 号	令和 3 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算		
第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案		
第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案		
第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案		
第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案		
報第 2 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告		
報第 3 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告 (商工農林水産委員会が所管する部分。)		

(産業振興土木委員会)

事件の番号	件名	審査結果	備考
第 1 号	令和 4 年度高知県一般会計予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 8 号	令和 4 年度高知県土地取得事業特別会計予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 18 号	令和 4 年度高知県港湾整備事業特別会計予算		
第 20 号	令和 4 年度高知県流域下水道事業会計予算		
第 24 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 30 号	令和 3 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算		
第 39 号	令和 3 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算		
第 41 号	令和 3 年度高知県流域下水道事業会計補正予算		
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案 (産業振興土木委員会が所管する部分。)		
第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案		
第 69 号	都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案		
第 71 号	県道の路線の認定に関する議案		

高知県議会議長 森田 英二 様

高知県知事 濱田 省司

印

議案の追加提出について

令和 4 年 2 月高知県議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり追加提出します。

- 第 73 号 高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案
- 第 74 号 高知県監査委員の選任についての同意議案
- 第 75 号 高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案
- 第 76 号 高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
- 第 77 号 高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案
- 第 78 号 高知県監査委員の選任についての同意議案

議発第2号

意見書議案の提出について

令和4年2月高知県議会定例会に「憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書」議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月23日

高知県議会議長 森田英二様

提出者 高知県議会議員 西内隆純

同 土森正一

同 横山文人

同 大石宗

同 武石利彦

同 依光美代子

憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に大きな役割を果たしてきた。この三原則は憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、今日に至るまで75年にわたり一度の改正も行われていない。しかしこの間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げている。とりわけ、今回のロシアの暴挙から、国際法、国際機関の機能不全が浮き彫りとなり、東アジアの安全保障環境が一層不安定さを増している。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延や頻発する大規模災害など、現行憲法が施行された当時には想定されていなかった課題への対応が求められている。

このような状況の変化を受け、緊急事態条項の創設など、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体などから提唱されている。国会でも、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、今こそ、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会でのより活発で広範な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 森 田 英 二

衆 議 院 議 長 }
参 議 院 議 長 } 様

常任委員指名案

(議席順、敬称略)

総務委員会	危機管理文化厚生委員会	商工農林水産委員会	産業振興土木委員会
桑鶴 太朗	土森 正一	金岡 佳時	上治 堂司
野町 雅樹	上田 貢太郎	田中 徹	下村 勝幸
加藤 漠	今城 誠司	横山 文人	土居 央
森田 英二	西内 隆純	明神 健夫	弘田 兼一
三石 文隆	西内 健	西森 雅和	桑名 龍吾
黒岩 正好	依光 美代子	武石 利彦	田所 裕介
大石 宗	坂本 茂雄	石井 孝	岡田 芳秀
上田 周五	吉良 富彦	橋本 敏男	中根 佐知
塚地 佐智		米田 稔	

議 会 運 營 委 員 指 名 案

(議席順、敬称略)

上 治 堂 司

上 田 貢太郎

横 山 文 人

加 藤 漠

西 内 健

三 石 文 隆

西 森 雅 和

大 石 宗

田 所 裕 介

米 田 稔

令和4年3月23日

高知県議会議長 森田英二様

高知県議会	総務委員会委員長	下村勝幸	印
同	危機管理文化厚生委員会委員長	西森雅和	印
同	商工農林水産委員会委員長	野町雅樹	印
同	産業振興土木委員会委員長	金岡佳時	印
同	議会運営委員会委員長	明神健夫	印

継続審査調査の申出書

当委員会は、閉会中もなお次の事件について、継続して審査並びに調査を要するものと決定したから、高知県議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

記

総務委員会

- 1 県行政の企画調整に関すること。
- 2 県の総合開発に関すること。
- 3 広報に関すること。
- 4 行財政運営に関すること。
- 5 職員の人事、研修、福利厚生等に関すること。
- 6 市町村その他公共団体の行政一般に関すること。
- 7 情報化の推進に関すること。
- 8 統計に関すること。
- 9 県の財産に関すること。
- 10 学校教育及び社会教育に関すること。
- 11 文化財の保護に関すること。
- 12 公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 13 出納に関すること。

危機管理文化厚生委員会

- 1 防災その他危機管理に関すること。
- 2 健康及び保健衛生に関すること。
- 3 社会福祉に関すること。
- 4 社会保障に関すること。
- 5 文化振興に関すること。
- 6 国際交流に関すること。
- 7 消費者保護、交通安全その他の県民生活の安定に関すること。
- 8 公立大学法人及び私立学校に関すること。
- 9 人権に関すること。
- 10 スポーツ振興に関すること。
- 11 電気事業及び工業用水道事業に関すること。
- 12 病院事業の運営に関すること。

商工農林水産委員会

- 1 商業に関すること。
- 2 工鉱業に関すること。
- 3 計量に関すること。
- 4 労働に関すること。
- 5 科学技術の振興に関すること。
- 6 農業に関すること。
- 7 森林及び林業に関すること。
- 8 自然環境の保全に関すること。
- 9 環境衛生に関すること。
- 10 公害の防止に関すること。
- 11 海洋及び水産業に関すること。
- 12 主要食糧の需給調整に関すること。

産業振興土木委員会

- 1 産業振興計画に関すること。
- 2 地域振興に関すること。
- 3 公共交通に関すること。
- 4 観光に関すること。
- 5 道路及び河川に関すること。
- 6 都市計画に関すること。
- 7 住宅及び建築に関すること。
- 8 港湾その他土木に関すること。

議会運営委員会

- 1 議会の運営に関すること。
- 2 次期議会の会期、日程等に関すること。
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関すること。
- 4 議長の諮問に関すること。

委員会審査結果一覽表

議案関係	事件	名	所管委員会	審査結果	備考
第1号	令和4年度高知県一般会計予算		総務委員会	原案可決	賛成多数
第72号	令和4年度高知県一般会計補正予算		総務委員会	原案可決	全会一致
第2号	令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算		総務委員会	原案可決	全会一致
第3号	令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第4号	令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第5号	令和4年度高知県用品等調達特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第6号	令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第7号	令和4年度高知県債管理特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第8号	令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第10号	令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第11号	令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第12号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第13号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第14号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第15号	令和4年度高知県営林事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第16号	令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第17号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第18号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第19号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算		総務委員会	〃	〃
第20号	令和4年度高知県流域下水道事業会計予算		総務委員会	〃	〃
第21号	令和4年度高知県電気事業会計予算		総務委員会	〃	〃
第22号	令和4年度高知県工業用水道事業会計予算		総務委員会	〃	〃

第23号	令和4年度高知県病院事業会計予算	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	原案可決	全会一致
第24号	令和3年度高知県一般会計補正予算	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第25号	令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	農林水産委員会	農林水産委員会	〃	〃
第26号	令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算	産業振興委員会	産業振興委員会	〃	〃
第27号	令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第28号	令和3年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第29号	令和3年度高知県県債管理特別会計補正予算	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第30号	令和3年度高知県土地取得事業特別会計補正予算	産業振興委員会	産業振興委員会	〃	〃
第31号	令和3年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第32号	令和3年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第33号	令和3年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第34号	令和3年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第35号	令和3年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	農林水産委員会	農林水産委員会	〃	〃
第36号	令和3年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	農林水産委員会	農林水産委員会	〃	〃
第37号	令和3年度高知県営林事業特別会計補正予算	農林水産委員会	農林水産委員会	〃	〃
第38号	令和3年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	農林水産委員会	農林水産委員会	〃	〃
第39号	令和3年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	農林水産委員会	農林水産委員会	〃	〃
第40号	令和3年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	産業振興委員会	産業振興委員会	〃	〃
第41号	令和3年度高知県流域下水道事業会計補正予算	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第42号	令和3年度高知県電気事業会計補正予算	産業振興委員会	産業振興委員会	〃	〃
第43号	令和3年度高知県病院事業会計補正予算	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第44号	高知県動物愛護基金条例議案	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第46号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	危機管理文化厚生委員会	〃	〃
第48号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	総務委員会	〃	〃
第51号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	総務委員会	〃	〃

第52号	職員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	会	原案可決	全会一致
第53号	高知県職員等ごころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	会	〃	〃
第54号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	会	〃	〃
第55号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	会	〃	〃
第56号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	会	〃	〃
第57号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	会	〃	〃
第58号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	会	〃	〃
第59号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	会	〃	〃
第60号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	会	〃	〃
第61号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	商工農林水産委員会	会	〃	〃
第62号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案	産業振興土木委員会	会	〃	〃
第63号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案	危機管理文化厚生委員会	会	〃	〃
第64号	警察職員の仕事の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の仕事の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	会	〃	〃
第65号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	総務委員会	会	〃	〃
第66号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	商工農林水産委員会	会	〃	〃
第67号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	商工農林水産委員会	会	〃	〃
第68号	包括外部監査契約の締結に関する議案	総務委員会	会	〃	〃
第69号	都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案	産業振興土木委員会	会	〃	〃
第70号	(新)安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案	総務委員会	会	〃	〃
第71号	県道の路線の認定に関する議案	産業振興土木委員会	会	〃	〃
第9号	令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算	危機管理文化厚生委員会	会	原案可決	賛成多数

第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	総務部	総務委員	産業振興委員会	原案可決	賛成多数
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	総務部	総務委員	厚生委員会	原案可決	賛成多数
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	総務部	総務委員	土木委員会	原案可決	賛成多数
第 50 号	高知県設置条例の一部を改正する条例議案	総務部	総務委員	総務委員会	原案可決	賛成多数
報第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	総務部	総務委員	農林水産委員会	承認	全会一致
報第 2 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	総務部	総務委員	農林水産委員会	承認	全会一致
報第 3 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	総務部	総務委員	農林水産委員会	承認	全会一致

令和4年2月高知県議会定例会議決一覧表

議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第1号	令和4年度高知県一般会計予算	原案可決	4.3.23
第2号	令和4年度高知県収入証紙等管理特別会計予算	〃	〃
第3号	令和4年度高知県給与等集中管理特別会計予算	〃	〃
第4号	令和4年度高知県旅費集中管理特別会計予算	〃	〃
第5号	令和4年度高知県用品等調達特別会計予算	〃	〃
第6号	令和4年度高知県会計事務集中管理特別会計予算	〃	〃
第7号	令和4年度高知県県債管理特別会計予算	〃	〃
第8号	令和4年度高知県土地取得事業特別会計予算	〃	〃
第9号	令和4年度高知県国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃
第10号	令和4年度高知県災害救助基金特別会計予算	〃	〃
第11号	令和4年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃	〃
第12号	令和4年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計 予算	〃	〃
第13号	令和4年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計 予算	〃	〃
第14号	令和4年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第15号	令和4年度高知県県営林事業特別会計予算	〃	〃
第16号	令和4年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会 計予算	〃	〃
第17号	令和4年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	〃	〃
第18号	令和4年度高知県港湾整備事業特別会計予算	〃	〃
第19号	令和4年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算	〃	〃
第20号	令和4年度高知県流域下水道事業会計予算	〃	〃
第21号	令和4年度高知県電気事業会計予算	〃	〃
第22号	令和4年度高知県工業用水道事業会計予算	〃	〃
第23号	令和4年度高知県病院事業会計予算	〃	〃
第24号	令和3年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第25号	令和3年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算	〃	〃
第26号	令和3年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算	〃	〃
第27号	令和3年度高知県用品等調達特別会計補正予算	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 28 号	令和 3 年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算	原案可決	4. 3. 23
第 29 号	令和 3 年度高知県県債管理特別会計補正予算	〃	〃
第 30 号	令和 3 年度高知県土地取得事業特別会計補正予算	〃	〃
第 31 号	令和 3 年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算	〃	〃
第 32 号	令和 3 年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	〃	〃
第 33 号	令和 3 年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	〃	〃
第 34 号	令和 3 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 35 号	令和 3 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 36 号	令和 3 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 37 号	令和 3 年度高知県県営林事業特別会計補正予算	〃	〃
第 38 号	令和 3 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	〃	〃
第 39 号	令和 3 年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	〃	〃
第 40 号	令和 3 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	〃	〃
第 41 号	令和 3 年度高知県流域下水道事業会計補正予算	〃	〃
第 42 号	令和 3 年度高知県電気事業会計補正予算	〃	〃
第 43 号	令和 3 年度高知県病院事業会計補正予算	〃	〃
第 44 号	高知県動物愛護基金条例議案	〃	〃
第 45 号	高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 46 号	高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 47 号	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 48 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 49 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 50 号	高知県部設置条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 51 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 52 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 53 号	高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 54 号	高知県統計調査条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 55 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
第 56 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案	原案可決	4. 3. 23
第 57 号	高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 58 号	高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 59 号	高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 60 号	高知県新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 61 号	高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 62 号	高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 63 号	高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 64 号	警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 65 号	高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	〃	〃
第 66 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 67 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案	〃	〃
第 68 号	包括外部監査契約の締結に関する議案	〃	〃
第 69 号	都市計画道路はりまや町一宮線防災・安全交付金工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 70 号	(新) 安芸中学校・高等学校体育館新築主体工事請負契約の締結に関する議案	〃	〃
第 71 号	県道の路線の認定に関する議案	〃	〃
第 72 号	令和 4 年度高知県一般会計補正予算	〃	〃
第 73 号	高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案	同 意	〃
第 74 号	高知県監査委員の選任についての同意議案	〃	〃
第 75 号	高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案	〃	〃
第 76 号	高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案	〃	〃
第 77 号	高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案	〃	〃
第 78 号	高知県監査委員の選任についての同意議案	〃	〃
報第 1 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	承 認	〃
報第 2 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	〃	〃
報第 3 号	令和 3 年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告	〃	〃
議 発 第 1 号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議議案	原案可決	4. 3. 2
議 発 第 2 号	憲法改正の実現に向けた国会審議の促進を求める意見書議案	〃	4. 3. 23

議員定数問題等調査特別委員会報告書

令和4年2月22日

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

目 次

議員定数問題等調査特別委員会報告書	1
I これまでの検討経過等	2
II 特別委員会の検討課題	6
III 特別委員会の審査・調査の概要	7
IV まとめ	10
V 参考資料	12
1 特別委員会の活動状況	12
2 特別委員会で参考にした主要資料	13
(1) 高知県議会議員定数等試算表	14
(2) 関係法令等	15
3 議員定数問題等調査特別委員会委員	18

令和4年2月22日

高知県議会議長 森 田 英 二 様

高知県議会議員定数問題等調査特別委員会

委員長 弘 田 兼 一 

議員定数問題等調査特別委員会報告書

都道府県の議会の議員の定数の決定は、平成23年4月の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）の改正により、都道府県の自主的な判断において、条例で定めることとされている。

また、平成25年12月の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の改正により、都道府県議会の議員の選挙区については、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされている。

さらに、令和2年10月に行われた国勢調査の結果から、県人口の減少が一層進んでおり、また地域間の人口の偏在が進んでいることも明らかになった。

このため、令和3年6月定例会において、これらの問題について、専門的かつ集中的に調査検討を行う機関として10名の委員をもって構成する「議員定数問題等調査特別委員会」が設置された。

当特別委員会は、8回にわたり委員会を開催し審査を重ね、総合的に調査検討を行ってきた。

以下、その調査結果について報告する。

I これまでの検討経過等

県議会の議員の数については、公選法第15条第8項で、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない」と規定されており、人口比例によることが原則である。

県議会議員の選挙区及び選挙区別議員定数については、これまで国勢調査の結果などを受け、この原則をもとに見直しが行われてきた。以下は昭和60年以降の検討経過等である。

- 1 昭和60年の国勢調査の結果では、人口比例の原則による選挙区別議員定数は、人口増の高知市選挙区が1人増え16人に、逆に室戸市・東洋町選挙区が2人から1人に減るとの試算結果となり、昭和61年12月定例会で、公選法第15条第8項ただし書を適用し、選挙区別議員定数は変更しないことを内容とする「高知県議会議員の選挙区別議員定数に関する決議」議案が賛成多数で可決され、昭和62年4月に選挙が実施された。
- 2 平成2年の国勢調査では、上の問題に加え、室戸市・東洋町選挙区（定数2人）と安芸市・芸西村選挙区（同1人）の人口が逆転していることが明らかになった。これを受け、平成3年1月には臨時会が開かれ、人口比例の原則に基づく高知市選挙区と室戸市・東洋町選挙区の「1増1減案」が提案されたが否決され、同年4月に選挙が実施された。
- 3 平成7年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人増、室戸市・東洋町選挙区と須崎市選挙区がそれぞれ1人減で「2増2減」となることが明らかになった。
また、公選法の改正に伴い、衆議院の小選挙区制で分区された各区域を1つの選挙区とすることも可能となり、新たな問題が生じた。
これを受け、平成10年3月定例会に、県議会の議員定数42人を1人削減し41人とすることを内容とする「高知県議会議員の定数を減少する条例」議案とともに、室戸市・東洋町選挙区の定数2人を1人減とし1人とすること、土佐清水市・三原村選挙区を土佐清水市選挙区とし、宿毛市・大月町選挙区を宿毛市・大月町・三原村選挙区とすること及び高知市選挙区、須崎市選挙区、吾川郡選挙区については公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすること、また議員定数を1人削減した場合、人口比例の原則で試算すると新たに高岡郡選挙区の定数4人が1人減の3人となるため、これについても「ただし書」の規定を適用し、現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、いずれも賛成多数で可決、平成11年4月の選挙から施行された。

4 平成12年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、須崎市選挙区と高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「2増2減」に加えて、新たに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。

また、平成11年7月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律により自治法が改正され、改正後の自治法第90条第1項の規定（平成15年1月1日施行）に基づき、都道府県議会の議員の定数は条例で定めることとされた。

このため、平成14年2月定例会に、県議会議員の定数を引き続き41人とすること、土佐郡選挙区は公選法第271条第2項の規定を適用し当該区域をもって1選挙区とすること、高知市選挙区、須崎市選挙区、高岡郡選挙区については、公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成15年4月の選挙から施行された。

5 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の期限である平成17年3月末までの合併を目指し、法定協議会が設置され合併後のまちづくりについて協議が進められてきた。

しかし、郡市の区域が変動する市町村の合併は、公選法に規定されている県議会議員の選挙区や選挙区別議員定数の変更要因になることから、旧合併特例法第15条に規定する「都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例」を適用するか否かについて、調査検討が行われた。

その結果、次の一般選挙には旧合併特例法を適用しないが、次の一般選挙までの間に行われる補欠選挙については、旧合併特例法を適用し従前の選挙区によることとなった。

これを受け、平成16年7月定例会に「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決。同年11月に補欠選挙が実施された。

6 平成17年の国勢調査の速報値では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、南国市選挙区が1人増、土佐市選挙区、須崎市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減となる「3増3減」並びに土佐郡選挙区が公選法第15条第2項に規定する強制合区の対象となることが明らかとなった。また、土佐市選挙区（定数2）と香美市選挙区（定数1）の人口が逆転していることが明らかになった。さらに、県人口の減少、財政危機、市町村合併による市町村議会の議員の削減が行われているという状況にあって、県議会

議員の定数については、削減の方向は避けられないとして、選挙区等の見直しと併せて検討が行われた。

その結果、平成18年2月定例会に、県議会議員の定数41人を2人削減し39人とする事、また、土佐郡選挙区を長岡郡選挙区と合区して1人削減し定数1人とし、須崎市選挙区を1人削減し定数1人、高知市選挙区、南国市選挙区、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成19年4月の選挙から施行された。

なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）第21条に規定する都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例の適用については、平成19年4月の選挙において選出された議員で協議することとされた。

- 7 高知市と吾川郡春野町が平成20年1月1日に合併することとなり、春野町は高知市へ編入となったことから、市町村合併後も合併前の選挙区を維持するための新合併特例法第21条第1項の規定に基づく特例条例の制定について検討が行われた。

これを受け、平成19年6月定例会に、平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる県議会の議員の選挙区について、次の一般選挙までに行われる補欠選挙に限り従前のおりとする事を内容とする「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」議案が提案され、全会一致で可決、平成20年1月1日から施行された。

- 8 平成22年10月に国勢調査が行われたが、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）の規定により、次の一般選挙は平成23年4月10日と定められ、同法附則第2条第1項で、議員定数及び選挙区を検討する場合の人口について、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、県の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができるとされた。

これを受け、平成23年2月定例会では、平成23年4月の一般選挙における議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の基礎となる人口については、平成17年の国勢調査の結果による人口による事を内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が全

会一致で可決され、議員定数等の変更は行わないまま、平成23年4月の選挙は行われた。なお、その際に、「市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例」は、廃止された。

- 9 平成23年4月の自治法の改正により、都道府県議会の議員の定数の上限の定めが廃止され、議員定数は条例で定めることとされた。また、平成22年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、土佐市選挙区及び高岡郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。さらに、平成25年12月の公選法の改正により、都道府県議会の議員の選挙区は、それまで郡市の区域によるものとされていたものから郡の制約が取り除かれ、一定の要件のもとで市町村を単位として条例で定めることとされたことから、この公選法の改正に基づいた選挙区の見直しを行うかどうかも含めた検討が行われた。

その結果、平成26年2月定例会に、県議会議員の定数39人を2人削減し37人とすること、また、土佐市選挙区を1人削減し定数1人、高岡郡選挙区を1人削減し定数3人、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成27年4月の選挙から施行された。

なお、公選法の改正に基づく抜本的な選挙区等の見直しについては、県民をはじめとする第三者からの意見を広く聞きながら協議を行う必要があるとして、次の機会に委ねることとされた。

- 10 平成27年の国勢調査では、人口比例の原則で試算すると、高知市選挙区が2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区と吾川郡選挙区がそれぞれ1人減の「2増2減」となることが明らかになった。また、前回の特別委員会の「抜本的な選挙区等の見直しが必要で、その際には第三者からの意見を聞きながら協議を行う必要がある」との申し送りにより、地域を代表する関係町村長の意見も聴取しながら検討が行われた。

その結果、県議会議員の定数は引き続き37人とした上で、平成29年6月定例会に、高岡郡選挙区を中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区（定数2人）と佐川町・越知町・日高村選挙区（定数1人）に分区し、高知市選挙区、吾川郡選挙区及び宿毛市・大月町・三原村選挙区は公選法第15条第8項のただし書を適用し現行どおりとすることを内容とする「高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」議案が提案され、賛成多数で可決、平成31年4月の選挙から施行された。

II 特別委員会の検討課題

県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数について調査検討するに当たり、検討課題を次の7項目に整理した。

1 議員定数について

令和2年の国勢調査の確定値で高知県の人口は69万1,527人となり、平成27年の国勢調査と比べ、この5年間で3万6,749人の減少となった。自治法第90条第1項の規定により、都道府県議会の議員の定数は条例で自由に定めることができるため、選挙区等の見直しと併せて議員定数を何人とするのかについても検討する必要がある。

2 選挙区について

公選法第15条第1項の規定により、選挙区は①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされているため、選挙区の在り方をどう考えるのか検討する必要がある。

3 強制合区について

公選法第15条第2項の規定により、選挙区の人口は議員1人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならないとされており、その条件を満たさない選挙区がある場合は、隣接する市町村との強制的な合区について協議する必要がある。

4 市の区域の任意合区について

公選法第15条第3項の規定により、一の市の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは隣接する市町村と合区することができることとされており、該当する市を含む選挙区における任意の合区を行うか検討する必要がある。

5 町村の区域の単独選挙区について

公選法第15条第4項の規定により、一の町村の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは1選挙区とすることができるとされており、この規定を適用している選挙区を引き続き単独の選挙区とするか検討する必要がある。

6 衆議院小選挙区特例について

公選法第15条第5項の規定により、一の市町村が衆議院小選挙区により2以上の区域に分かれている場合は、分かれた各区域を市町村の区域とみなす

ことができるとされており、該当する市町村を分区するか検討する必要がある。

7 たゞし書の適用について

公選法第15条第8項の規定により、選挙区ごとの議員定数は人口に比例して条例で定めなければならないとされている（人口比例の原則）が、同条同項では「たゞし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」として例外を容認している。このため、人口比例の原則によって導き出される選挙区ごとの定数に対し、この「たゞし書」を適用するかについて検討する必要がある。

以上、それぞれの課題について検討を行うこととした。

Ⅲ 特別委員会の審査・調査の概要

当特別委員会において調査検討した各項目についての審査内容等の概要は、次のとおりである。

なお、検討を進めるに当たり、「1 議員定数」については、県議会全体の定数の議論の前に郡部の声が届きにくいこと等の課題について議論すべきとの意見があり、また「7 たゞし書の適用」については全体の定数と選挙区の結論が得られてから協議する必要があるため、まず2から6までの項目を検討し、次いで1の項目、最後に7の項目の順に検討することとした。

1 議員定数について

議員定数については、これ以上定数を減らすと常任委員会での議論が深まりきらないことや、全会一致で国に提出した「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書」において「人口を基準に議員定数を決定するのであれば地方選出国會議員は減少し、地域の民意が国政に届かなくなる」と訴えたこととの整合性から、今の定数を維持する、あるいはこれ以上減らすべきではないとの意見が全ての会派から出され、現行のとおり37人とすることで一致した。

2 選挙区について

選挙区については、平成25年の公選法改正により郡の制約なく見直すことができるようになっていることを踏まえて検討を行い、次のような意見が出された。

(1) 現行のとおりとするとの意見

(その理由)

- ・抜本的な改革となれば地元の市町村長や議会、住民の意見を聞くべきと思うが、現在のコロナ禍、また次の一般選挙まで時間がない中で、そうした議論ができる状況にない。
- ・今後、人口が減少する中で、強制合区を含めた抜本的な見直しの議論が予測され、時間的な余裕も必要。

(2) 黒潮町選挙区を四万十市選挙区と合区するとの意見

(その理由)

- ・黒潮町は公選法第15条第4項の規定で単独町村選挙区とすることができるとなっているが、1人区の解消のためにこれを見直すべき。

上記意見のうち(2)に対しては、人口が議員1人当たりの人口の半数を切っていないこと、また黒潮町は大方町と佐賀町が合併してできたという経緯を考え、現行どおりとすべきとの意見や、選挙区に関わる様々な課題についての抜本的な議論は次期の協議の場で行うべきとの意見があった。また、議論の中で(2)の意見を述べた委員から、短期間で住民の理解が得られる状況ではなく、1人区の問題は部分的な改良では解消しないとの考えが示された。

これらの意見を踏まえ、下記「5 町村の区域の単独選挙区について」と一括して協議した結果、選挙区については今回は現行のとおりとすることで一致した。

3 強制合区について

今回は対象となる選挙区がなく、検討課題から除外した。

4 市の区域の任意合区について

今回は室戸市、安芸市及び土佐清水市の人口が議員1人当たりの人口に達していないため、新たに任意の合区を行うかについて検討を行い、現行のとおりとすることで一致した。

5 町村の区域の単独選挙区について

黒潮町選挙区が該当しており、上記「2 選挙区について」と一括して検討を行った。

6 衆議院小選挙区特例について

高知市が該当しており、分区をするかについて検討を行い、一つの市を分区することは考えるべきではないとの意見が出され、現行のとおり分区をし

ないことで一致した。

7 ただし書の適用について

今回、令和2年の国勢調査を基に、議員定数を現行の37人として試算したところ、高知市選挙区（現行定数15人）は2人増、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）はそれぞれ1人減の「2増2減」となる。

また、香美市選挙区（現行定数1人）は宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区より人口が多く、土佐市選挙区（現行定数1人）は宿毛市・大月町・三原村選挙区より人口が多いことから、宿毛市・大月町・三原村選挙区または吾川郡選挙区にただし書の規定を適用し現行どおり2人とした場合、人口の逆転現象が生じる。

こうしたことを踏まえてこれらの選挙区について検討を行い、次のような議論がなされた。

- (1) 高知市選挙区について、中山間地域等の声を県政に届けるという議会の姿勢を体現するため、また中核市ということもあり現在の定数が定着しているという理由から、ただし書を適用して現行のとおり定数を15人に据え置くことで一致した。
- (2) 高知市選挙区の人口比例原則に基づく試算との差引き2人分をどの選挙区に配当するかについては、以下の意見が出された。

ア 宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区にただし書を適用し、現行のとおりそれぞれ定数を2人とするとの意見
(その理由)

- ・人口比例原則に基づく試算では配当の順位は南国市選挙区、香美市選挙区の順だが、基礎自治体と県庁とのつなぎ役という県議会議員の役割を考えると、複数の市町村で構成されている選挙区は大事である。
- ・県庁所在地からの距離、面積の広さ等を総合的に考えるべき。
- ・人口逆転現象は課題だが、過去の例と同様に、一度の調査結果で直ちに直視するのではなく一旦人口の動向を見るべき。

イ 香美市選挙区及び吾川郡選挙区にただし書を適用し、それぞれ定数を2人とするとの意見
(その理由)

- ・1票の格差をどうするかという考え方を基本とするべき。
- ・1人区の解消のために、現に複数区である南国市選挙区ではなく、香美

市選挙区及び吾川郡選挙区に配当する。

- ・人口逆転現象を解消する上でもこうした対応が必要。

議論の中でイの意見を述べた委員から、1人区の解消及び選挙区ごとの人口は基本的に人口比で考えるべきという問題は、根本的な課題として今後議論していかなければならず、ただし書の適用で解決するのは困難との考えが示された。

これらの意見を踏まえ、協議の結果、選挙区ごとの定数については現行のとおりとすることで一致した。

IV まとめ

以上、述べてきた審査・調査の経過を踏まえ総合的に検討した結果、当特別委員会は県議会議員の定数、選挙区及び選挙区別議員定数等について、以下の結論に至った。

- 1 議員定数は、現行どおりの37人とする。
- 2 選挙区については、現行どおりとする。
- 3 高知市選挙区（現行定数15人）、宿毛市・大月町・三原村選挙区（現行定数2人）及び吾川郡選挙区（現行定数2人）の定数は、公選法第15条第8項ただし書を適用し、現行どおりの定数とする。

当特別委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により国勢調査の人口速報値の公表時期が当初予定の令和3年2月から同年6月に変更されるという状況の下で設置され、時間が極めて限られた中で調査検討を行うことを余儀なくされた。

そうした中においても、郡部の声をいかにして県政に届けるかといった問題や1票の格差の問題等を軸に協議を重ねてきた。また、各市町村の人口推移の状況等を踏まえ、次期の協議の場を見据えた議論も行った。

本県においては、今後も当面の間人口の減少や都市部と郡部との人口格差、少子高齢化が進行すると思われる。そうした中、次に議員定数や選挙区についての協議を行うときには、公選法の規定で強制合区を行わなければならない場合も含め、選挙区の在り方についての抜本的な議論を行う必要があるものと予想される。その際には、今期の協議でも示された、人口の少ない地域の意見を県政に適切に反映させるという、参議院の合区解消にも通底する問題意識、ま

た小規模な基礎自治体と県とのつなぎ役など県議会議員が果たすべき役割、あるいは1票の格差の問題等様々な視点を持って多角的に議論を行い、地元の市町村長や住民の意見も聞きながら、十分な検討をしていく必要があると考える。

一方で、次回の国勢調査は令和7年10月に実施されるが、そのわずか1年半後の令和9年4月には一般選挙が実施される。議員定数や選挙区についての周知期間も必要となるため、予想される協議内容の大きさから考えても、次期の協議においては国勢調査実施前の早い時期に協議の場を立ち上げることを検討するなど、適切に議論を進めていく必要がある。

V 参考資料

1 特別委員会の活動状況

開催 年月日	委員会 調査区分	審査・調査の概要
3.7.8	委員会	正・副委員長を互選した。
3.8.2	委員会	事務局から議員定数等に関する規定等について、また選挙管理委員会事務局から公選法の関係規定等について説明を受けた。 検討課題を7項目に整理し、各会派に持ち帰ってそれぞれの課題についての考え方をまとめてくることとなった。 委員会の結論を出す時期は、原則として令和4年3月までとした。
3.8.31	委員会	副委員長の議員辞職のため、新たに委員が選任され、改めて副委員長の互選を行った。
3.9.16	委員会	7項目の検討課題それぞれについて、各会派の考え方を確認した。
3.10.14	委員会	各検討課題について協議を行った。 「強制合区」については、該当がないため検討課題から除外した。 「市の区域の任意合区」及び「衆議院小選挙区特例」については現行どおりとすることに決定した。 「選挙区」と「町村の区域の単独選挙区」については一括して協議することとし、各会派に持ち帰って検討することとした。
3.12.23	委員会	「選挙区」と「町村の区域の単独選挙区」について協議し、現行どおりとすることに決定した。 「議員定数」については現行の37人を維持することに決定した。 「ただし書の適用」については、高知市選挙区にただし書を適用し、定数を15人に据え置く

		<p>ことを決定した。</p> <p>高知市選挙区の人口比例の原則に基づく試算との差引き2人分をどの選挙区に配当するかについては、各会派に持ち帰って検討することとした。</p>
4.1.21	委員会	<p>「ただし書の適用」について協議の結果、宿毛市・大月町・三原村選挙区及び吾川郡選挙区にただし書を適用し、それぞれ現行どおり定数2人とすることを決定し、付託事件の調査検討全てを終了した。</p> <p>次の議員定数の協議をするに当たっての申し送りについて協議した。</p>
4.2.8	委員会	<p>委員会報告書及び委員長報告の取りまとめを行った。</p>

2 特別委員会で参考にした主要資料

(1) 高知県議会議員定数等試算表

高知県議会議員定数等試算表(総定数37人)

選挙区	市町村名	令和2年国勢調査人口確定値		配当基数 選挙区人口(A) 議員一人当り人口※	基礎 配当	配当定数		差引 (B)-(C)	議員一人当たり人口		議員一人当たり人口較差		面積 R3.7.国土地理院 (km ²)
		市町村人口	選挙区人口 (A)			調整配当 順位調整数	計 (B)		条 例 定 数 (C)	条 例 (A/C)	配 当 (A/B)	条 例 定 数	
高知市	高知市	326,545	326,545	17,472	17	⑤	17	2	21,769.7	19,208.5	2,223	1,961	309.00
	室戸市	11,742	13,936	0.746 (任意区区済み)	1		1	0	13,936.0	13,936.0	1,423	1,423	322.24
	東洋町	2,194	19,937	1,067 (任意区区済み)	1	⑫	1	0	19,937.0	19,937.0	2,036	2,036	356.76
安芸市、 芸西村	安芸市	16,243	46,664	2,497	2	④	2	0	23,332.0	23,332.0	2,383	2,383	125.30
	芸西村	3,694	25,732	1,377	1	⑧	1	0	25,732.0	25,732.0	2,628	2,628	91.50
	南国市	46,664	20,590	1,102	1	⑪	1	0	20,590.0	20,590.0	2,103	2,103	135.35
土佐市	土佐市	25,732	24,904	1,332	1	⑨	1	△ 1	12,452.0	24,904.0	1,272	2,543	474.51
	須崎市	20,590	12,388	0.663 (任意区区対象)	1		1	0	12,388.0	12,388.0	1,265	1,265	266.34
	宿毛市、 大月町、 三原村	19,033 4,434 1,437	32,694	1,749	1	①	1	0	16,347.0	16,347.0	1,669	1,669	632.29
土佐清水市	土佐清水市	12,388	32,207	1,723	1	②	2	0	16,103.5	16,103.5	1,644	1,644	126.46
	四万十市	32,694	26,513	1,419	1	⑥	1	0	26,513.0	26,513.0	2,707	2,707	537.86
	香南市	32,207	9,793	0.524	1		1	0	9,793.0	9,793.0	1,000	1,000	449.47
香美市	香美市	26,513	10,632	0.569	1		1	0	10,632.0	10,632.0	1,086	1,086	756.68
	奈半利町	3,034	26,201	1,402	1	⑦	1	△ 1	13,100.5	26,201.0	1,338	2,675	803.97
	田野町	2,498	22,322	1,194	1	⑩	1	0	22,322.0	22,322.0	2,279	2,279	257.60
安田町、 北川村、 馬路村	安田町	2,370	30,207	1,616	1	③	2	0	15,103.5	15,103.5	1,542	1,542	1,269.79
	北川村	1,146	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
	馬路村	745	691,527	34	3		3	0	18,689.9	18,689.9			7,103.58
長岡郡、 土佐郡	本山町	3,261	26,201	1,402	1	⑦	2	△ 1	13,100.5	26,201.0	1,338	2,675	803.97
	大豊町	3,252	22,322	1,194	1	⑩	1	0	22,322.0	22,322.0	2,279	2,279	257.60
	土佐町	3,753	30,207	1,616	1	③	2	0	15,103.5	15,103.5	1,542	1,542	1,269.79
吾川郡	大川村	366	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
	いの町	21,374	691,527	34	3		3	0	18,689.9	18,689.9			7,103.58
	仁淀川町	4,827	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
佐川町、 越知町、 日高村	佐川町	12,323	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
	越知町	5,187	691,527	34	3		3	0	18,689.9	18,689.9			7,103.58
	日高村	4,812	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
中土佐町、 橋原町、 津野町、 四万十町	中土佐町	6,002	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
	橋原町	3,307	691,527	34	3		3	0	18,689.9	18,689.9			7,103.58
	津野町	5,291	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
黒潮町	四万十町	15,607	10,262	0.549	1		1	0	10,262.0	10,262.0	1,048	1,048	188.46
	黒潮町	10,262	691,527	34	3		3	0	18,689.9	18,689.9			7,103.58
	計	691,527	691,527	34	3		37	0	18,689.9	18,689.9			7,103.58

※議員一人当たりの人口＝県総人口(691,527人)÷議員定数(37人)＝ 18,689.9 (小数点第2位四捨五入)

(2) 関係法令等

○地方自治法(昭和22年法律第67号)(抜粋)

(都道府県議会の議員の定数)

第90条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

3～7 (略)

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)(抜粋)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員1人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であつても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて1選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて1選挙区とすることができる。

5 一の市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区（総合区を含む。第6項及び第9項において同じ。））。以下この項において同じ。）の区域が2以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 (略)

7 第1項から第4項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 (略)

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

○公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)(抜粋)

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

○高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成14年高知県条例第1号)

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、高知県議会の議員の定数を37人と定める。

(選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第1項から第5項まで及び第8項の規定により、高知県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
高知市選挙区	高知市	15人
室戸市・東洋町選挙区	室戸市 安芸郡のうち東洋町	1人

安芸市・芸西村選挙区	安芸市 安芸郡のうち芸西村	1人
南国市選挙区	南国市	2人
土佐市選挙区	土佐市	1人
須崎市選挙区	須崎市	1人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	宿毛市 幡多郡のうち大月町 三原村	2人
土佐清水市選挙区	土佐清水市	1人
四万十市選挙区	四万十市	2人
香南市選挙区	香南市	2人
香美市選挙区	香美市	1人
奈半利町・田野町・安田町 ・北川村・馬路村選挙区	安芸郡のうち奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	1人
長岡郡・土佐郡選挙区	長岡郡 土佐郡	1人
吾川郡選挙区	吾川郡	2人
中土佐町・禰原町・津野町 ・四万十町選挙区	高岡郡のうち中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	2人
佐川町・越知町・日高村選挙区	高岡郡のうち佐川町 越知町 日高村	1人
黒潮町選挙区	幡多郡のうち黒潮町	1人

附 則 (略)

3 議員定数問題等調査特別委員会委員

委員長 弘田兼一

副委員長 大石宗

委員 金岡佳時

同 下村勝幸

同 西内隆純

同 西内健

同 梶原大介

同 黒岩正好

同 上田周五

同 塚地佐智

○委員の交代等

副委員長

大野辰哉（令和3年7月8日～8月2日）

大石宗（令和3年8月31日～）

委員

大石宗（令和3年7月8日～8月31日）

上田周五（令和3年8月10日～）